

意匠分割出願の要件緩和（7条適法出願の分割）による意匠制度活性化

2016年度 意匠委員会 第1部会 Aグループ

高野 登志雄, 土井 健二, 香原 修也, 帖佐 隆, 山本 典弘,
長賀部 雅子, 神蔵 初夏子, 松田 美幸子

要 約

現状の意匠法の分割出願（10条の2）は、一意匠一出願（7条）違反の場合に、一方の意匠を新たな出願とする場合にしか許容されず（意匠審査基準）、まず、この現状を特許の分割制度と比較して分析する。次に現状の分割出願制度はそのまま残して、「一意匠一出願の要件いかに関わらず分割できる」制度を新設することの可否につき考察する。添付図面等には、重疊的に複数の意匠（実線を破線に入れ替えた部分意匠など）が開示されていると解釈して、開示の範囲で自由に分割出願を許容し、原出願への遡及効を与えるとするものである。これば、制度の活性化が期待できるが、存続期間の延長を招く等の不都合も起こりうる。このような問題に対する対策や、出願人・代理人側での生じるであろう手続や業務の変化についても言及する。

目次

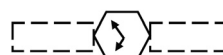
1. 現状の意匠の分割出願制度
2. 新たな意匠分割出願の考察
3. 新たな意匠分割制度を考察する根拠
4. 第三者の不利益と審査負担等の調整
5. 諸外国での分割制度について
6. 出願書類作成など実務の変更と制度の活性化
7. おわりに

図表 1

(a) 物品：腕時計 全体意匠



(b) 物品：腕時計 部分意匠



(c) 物品：腕時計本体 全体意匠



1. 現状の意匠の分割出願制度

① 意匠登録出願する際には、一意匠一出願（意匠法第7条）を具備するように、意匠を一つに決める必要がある。例えば、時計本体に特徴がある「腕時計」がデザインされた場合、意匠登録出願に際し、物品「腕時計」で全体を実線で特定する、または腕時計本体を実線（バンドを破線）で特定する、あるいは物品「腕時計本体」で全体を実線で特定する、など様々な出願形式が考えられる（図表1⁽¹⁾）。出願人は公知意匠、将来の自社実施・他社実施を想定して、あるいは自社のブランドへの遡及性などを考慮して「意匠登録を受けようとする意匠」を決定している。

そして、一旦、出願した後に「意匠登録を受けようとする意匠」（＝願書の記載および添付図面）を訂正する手続は、補正と分割が考えられる。補正（意匠法第60条の24）では要旨変更とならない範囲でしか認められず（意匠法第9条の2、第17条の2）、要旨変更の範囲は意匠審査基準(82.1)により実質的に誤記の訂正程度しか認められない。分割については、以下で詳しく述べる。

② 分割については、条文上「意匠登録出願に二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる」（意匠法第10条の2第1項）と規定している。ここで、意匠審査基準（意匠法第10条の2）91.1.1では、「二以上の意匠が包含されている意匠登録出願」の運用について、意匠登録出願に二以上の意匠が包含されていると

は、願書及び願書に添付した図面等に二以上の意匠が表されている場合をいう。例えば、願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品を並列して記載した場合、あるいは願書に添付した図面等に二以上の形態を表している場合など（第5部「一意匠一出願」51.1.2「意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例」参照）が該当する。としている。また、意匠審査基準（意匠法第7条）51.1.2 では、

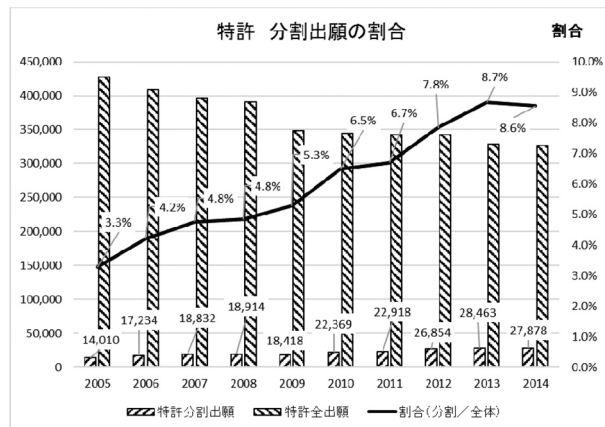
- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
 - (2) 二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものを含む。）
- ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

としている。したがって、意匠法では、分割出願の「二以上の意匠を包含する意匠登録出願」については、意匠審査基準により、意匠法第7条違反の場合にしか認められていない。

③ 一方、特許法においては、特許出願の後に、自社実施、他社実施、拒絶理由通知に対応して、当初明細書・図面の開示範囲で特許請求の範囲を自由に補正ができる（特許法第17条の2）。また、分割出願では、特許審査基準（第VI部第1章第1節特許出願の分割の要件）において、実質的に当初明細書・図面の開示範囲で、特許法第37条違反のいかんに関わらず、自由に特許請求の範囲を設定して、遡及効を有する新たな特許出願を多面的に作り出すことができる（特許法第44条）。

また、分割出願について、統計的に見ると、特許出願においては、出願件数自体は意匠登録出願以上に減少傾向にあるにもかかわらず、分割出願の件数及び出願全体に占める割合のいずれも増加している。これは、特許出願の件数は絞りつつ、重要な出願は分割出願を繰り返して、有効活用している実態を表していると考えられる（図表2）。

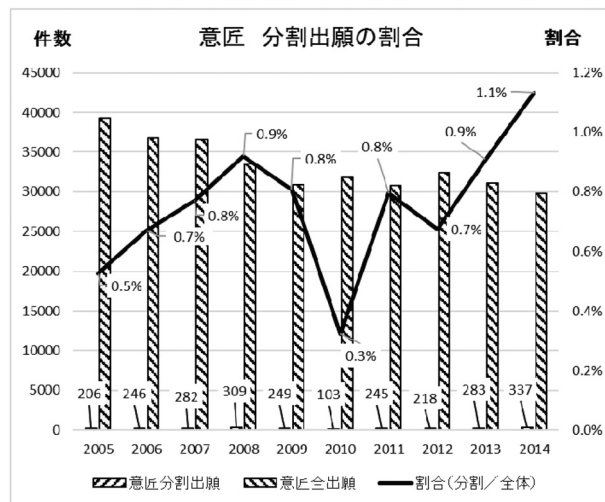
図表2



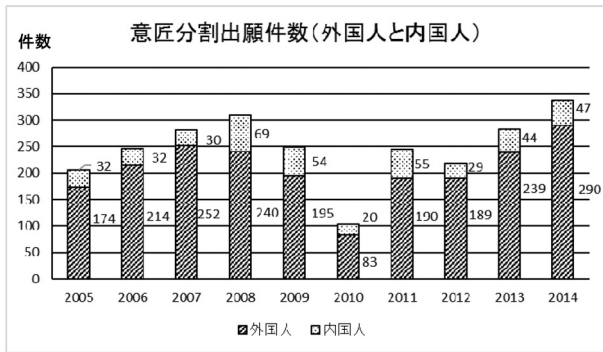
他方、意匠法では分割出願の件数、全出願に占める割合も特許の10分の1に過ぎず、かつ各年度のばらつきが大きく、傾向としても把握できる内容ではない（図表3）。これは、一意匠一出願違反の拒絶理由に対応して、しかたなく分割出願をしている実態に起因していると考えられる。

さらに、同データでは、分割出願に占める外国人のデータも記載されているので、「全体件数－外国人＝内国人」として見てみると、圧倒的に外国人が多いことがわかる（図表4）。これは、外国人が優先権主張して我が国に意匠出願をして、法制度の違いにより一意匠一出願（意匠法第7条）違反の拒絶理由通知を受けて、しかたなく分割出願をしていると予想される。

図表3



図表 4



なお、2015年の出願データ（特許庁 2017/1/12）を見ても、上記傾向は同様となっている。また、外国人が占める割合は、特許の出願全体の件数、特許の分割出願の件数、意匠の出願全体の件数を見ても高いわけではない（図表5）。

図表 5

| | 特許 | | 意匠 | |
|----------------|---------|--------|--------|-------|
| | 外国人 | 内国人 | 外国人 | 内国人 |
| 全出願件数 (件) | 318,721 | 59,694 | 29,903 | 5,099 |
| 分割出願件数 (件) | 28,242 | 10,660 | 297 | 258 |
| 全出願に占める分割出願の割合 | 8.9% | | 0.99% | |

2. 新たな意匠分割出願の考察

この考察は、一件の意匠登録出願を有効活用して、自社実施、他社実施、拒絶理由通知に対応して、特許出願のようにダイナミックな活用ができるように、分割出願制度を新設しようとする考察である。

なお、補正の要旨変更の取り扱い（「意匠審査基準」82.1）の見直しも考えられるが、この考察では現状の要旨変更の取り扱いを維持することとしている。意匠登録出願のファーストアクション（FA）が6.1ヶ月であり（特許庁『ステータスレポート 2016』）早期登録の要請などからすれば、補正の取り扱いの見直しについては審査のやり直しを生じると考えられるからである。

また、現状の意匠法第10条の2で認められる意匠法第7条違反対策の分割出願は、時期的要件を含めて、現状のまま存置することとし、また、一意匠一出願（意匠法第7条）も現状の取り扱いを維持することとして、以下の検討をする。

① この新たな分割制度では、意匠登録出願の願書の記載及び添付図面等において、「意匠登録受けようと

する意匠」として、開示された範囲内には複数の意匠が重疊的に存在していると解釈し、特許法と同様に「当初出願で開示された範囲内」で分割を許容する取り扱いとなる。また、分割に際して、原出願が意匠法第7条の要件を具備しているのであれば、原出願の補正は不要となり、原出願と分割出願との両方で保護を求め得る。

ここで、「開示された範囲内には複数の意匠が重疊的に存在している」とは、ある意匠を創作した場合、通常形状と模様と色彩が一体となっているが、そこから「形状のみの意匠」「形状+模様の意匠」を把握でき、あるいは先の時計の例のように「時計」の意匠から一部分である「時計本体」の意匠も把握できる（図表1）ことを指している。

また、このような解釈は、法改正を要せず、現状の意匠審査基準（91.1.1）の変更で対応できる内容とも考えられるが、参考図のみに記載された意匠の分割に遡及効が認められなかった裁判例⁽²⁾、間接的ではあるが完成品から部品の意匠の分割に遡及効が認められなかった裁判例⁽³⁾があり、また、後に述べる第三者の不利益を考慮すれば、法改正が適切と考えられる。

② また、法改正および取り扱いの変更に当たっては、

(a) 原意匠登録出願の当初の「願書の記載および添付図面など」により現された意匠に重疊的に複数の意匠が開示されており、その開示された複数の意匠の内の「一部の意匠」を分割により新たな意匠登録出願とすることができ、その新たな意匠登録出願が原出願日への遡及効を有する。

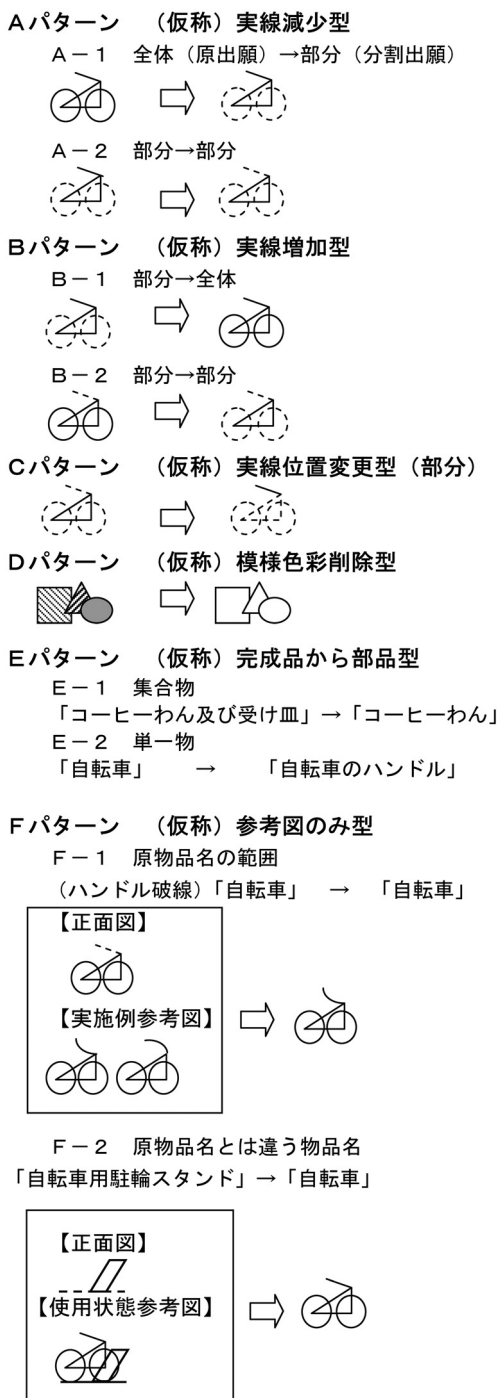
(b) 添付図面等に複数の意匠が開示されているか否かは、「意匠登録を受けようとする意匠」およびそれ以外の意匠（いわゆる実線・破線の他、色分けなどを含む）の全て（参考図を含む⁽⁴⁾）を考慮する。また、開示されているか否かは、いわゆる六面図相当で形態が現されているかどうかで判断する。

以上の(a)(b)を明示することが必要であろう。

③ このような新たな意匠分割制度で想定される活用パターンは、図表6に示したAパターン～Fパターンが考えられる。ここでは、部分意匠で「意匠登録を受けようとする部分」を“実線”、「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を“破線”で表現している。なお、C～Fパターンでは、A～Cパターンとの組み合

e わせも想定される。また、前述のように、F パターンの参考図からの分割を「開示範囲」に加えるかどうかはさらに検討を要する。

図表 6



範囲に記載された発明に限定して分割を許容する取り扱いをしてきたが、最高裁判所の判決⁽⁵⁾⁽⁶⁾を受けて、昭和58年に特許審査基準を変更して、明細書の請求の範囲に記載の発明に限らず、詳細な説明にのみ記載の発明についても分割を認める旨の取り扱いとする運用とした。このとき、意匠法では、審査基準の改正を見送った経緯がある⁽⁷⁾ (p.284)。

したがって、意匠でも「二以上の意匠」が想定できれば、見直しの根拠となり得ると考えられる。

② この考察をする場合、第一に「一つの形態に重畳的に複数の意匠が存在している」と言えるか、第二に、出願後に「意匠登録を受けようとする意匠」を自由に変更した分割出願をできるか」という問題が生じる。

③ 第一の問題、「一つの形態に重畳的に複数の意匠が存在している」という点については、従来から論じられている「完成品から部品の意匠を分割できるか」という論点における、肯定説の考えを採用したい。

肯定説では「構成物の形態は、・・・未だ現実に権利請求の対象とはなっていないとしても、全体意匠の単なる一構成要素としてのみ存在するものとはいえない」「完成品の意匠と部品の意匠は、それぞれ重畳的に独立して存在しうるものである」⁽⁷⁾ (p.286)、また、「適法に成立する一意匠であっても・・・その意匠の構成部分が独立的に創作の対象として、したがって、また権利の客体として観念しうる場合があることも事実である」⁽⁸⁾ (p.379) と論じている。

これらは、主に完成品から部品への分割の可否についての議論であるが、1つの図面等に現された意匠に、多数の意匠が把握でき、重畳的に開示されていると判断できる点においては、全体意匠には部分意匠が（部分意匠には全体意匠が）重畳的に開示されていると考えられる。

また、先の腕時計の創作の例でも述べたように、意匠の創作から意匠登録出願までの流れとしては、通常「実線」と「破線」で現された全体がなされ、登録出願手続として「どの部分を実線・破線とするか」は公知意匠等の情報を元に「意匠登録を受けようとする意匠」を選択すると考えられる。部分意匠で、色分け等の他の表現で、「意匠登録を受けようとする意匠」とそれ以外の意匠とを特定した場合であっても同様に、重畳的に開示されていると考えられる。

④ 次に、第二の問題、ある範囲の「意匠登録を受けようとする意匠」を分割して、別の範囲を「意匠登

3. 新たな意匠分割制度を考察する根拠

① まず、「二以上の意匠を包含する意匠登録出願」（意匠法第10条の2）で一意匠一出願違反（意匠法7条）に限らないという解釈について考える。

意匠法第10条の2第1項の規定ぶりは特許法第44条も同じである。かつては特許法でも特許請求の

録を受けようとする意匠」とした意匠登録出願に遡及効を認めて良いか、すなわち、分割出願に際して、「意匠登録を受けようとする意匠」とそれ以外の意匠とを自由に選択できるかどうかについて考える。

例えば、部分意匠で「意匠登録を受けようとする意匠」を「実線」で表示して、それ以外の意匠を「破線」で開示した意匠を例にして、特許出願に係る発明との関係で考える。「実線」と「破線」とで現された意匠の意義は、この全体が開示された意匠で、「実線+破線」が特許法の“明細書の記載内容（実施の形態等）”，「実線」が特許法の“特許請求の範囲”と同じ意義と考えられないだろうか。そうであるならば、「破線」と「実線」とを自由に変えても、当初開示の範囲を逸脱しないと考えられる。

また、現行制度からは想定し難い内容であるので、実務上の取り扱いをそのように決めたとすれば、済む内容であるとも考えられる。例えば、現状の分割出願（意匠法第10条の2）でも、二以上の意匠が記載された原出願と分割出願とでは「意匠登録を受けようとする意匠」が変更されていることになる。また、補正という視点でも、現状の補正の取り扱いで、（分割をするかしないかに関わらず）一意匠一出願（意匠法第7条）の要件を具備しない「意匠登録を受けようとする意匠」から一部を自由に削除して、要件を満たすように「意匠登録を受けようとする意匠」を変更することは要旨変更とはみなされない取り扱いがされている（意匠審査便覧 17.30, 30.02）⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

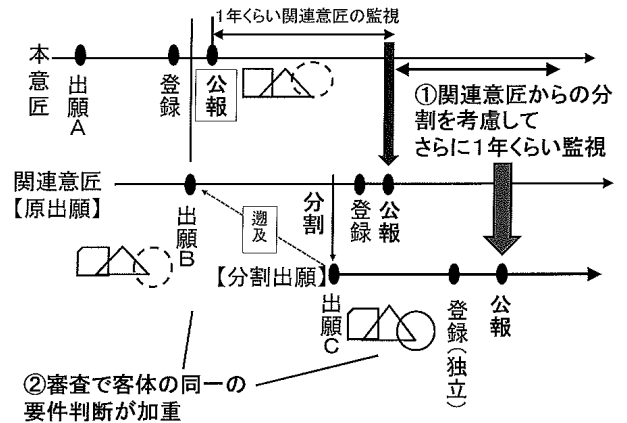
したがって、意匠登録出願後に、「意匠登録を受けようとする意匠」とそれ以外の意匠とを自由に選択して、分割出願とすることは可能と考えられる。

4. 第三者の不利益と審査負担等の調整

分割出願をこのように取り扱った場合、第三者の不利益と特許庁での審査の負担を考慮する必要がある。

① 現状の関連意匠制度で、本意匠の意匠公報が発行される前まで関連意匠の出願が可能であり（意匠法第10条1項）、一般に、注目する意匠登録公報が発行された場合、その関連意匠の登録が予想されるので、一年ほど監視をしている。関連意匠からの分割を考慮すれば、さらに一年程度の監視負担が加重される。後述③のように、「分割からのさらなる分割（孫出願）などを制限する」という前提であれば、これは許容される範囲と考えられる（図表7）。

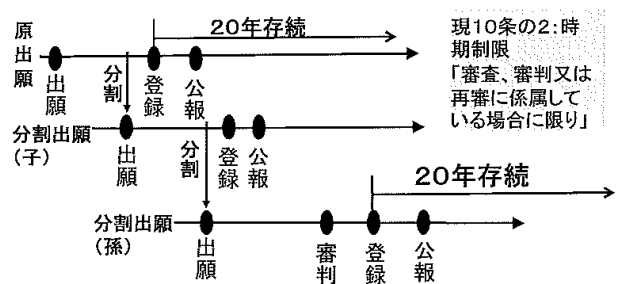
図表7



② また、特許庁での審査においては、様々な態様が考えられ原出願と分割出願との客体における要件審査が現状より負担となる可能性がある（図表7）。これは、現状の分割出願（意匠法第10条の2）や、特許出願から意匠登録出願への変更出願（意匠法第13条）の審査でも、客体の同一性は審査しているので、同様に許容される範囲と考えられる。

③ また、特許法では、「親出願」を原出願としてなされた分割出願（「子出願」）を原出願とする分割も認められ、「孫」（分割出願からの分割）、「ひ孫」と分割を繰り返すことができ、適法であれば各分割出願は「親出願」の出願日に遡及する。特許法の場合、特許権の存続期間が出願日から20年であるので（特許法第67条第1項）大きな不都合は無いが、意匠権の存続期間は登録日から20年であるため（意匠法第21条第1項）、分割出願が実質的な存続期間の延長となり、第三者に与える影響が大きい（図表8）。

図表8



これは、看過できず、対策を要する。

この対策であるが、例えば、以下のような方策が考えられる。

案 A1. 分割出願を一世代に限定して、孫（分割の分割）を制限する。

案 A2. 効果において、孫の出願日は子の実際の出願日に遡及までとし、孫の出願日は親の原出願日に

遡及しない、とする。

案 B. 分割出願をできる時期の制限を設ける。例えば、「原出願から1年」のように末日を制限するとか、「原出願又は他の分割出願の登録査定（あるいは、公報掲載）まで」に制限する、などが考えられる。

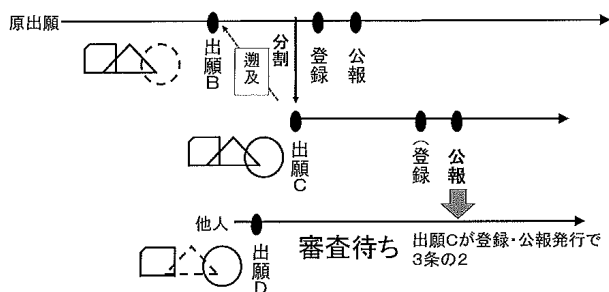
案 C. 現状の本意匠と関連意匠のひも付けのように（意匠法第21条第2項）、総ての分割出願および原出願に係る意匠権の存続期間を「登録から20年、または総ての分割出願および原出願に係る意匠権の存続期間の満了日」の早い日迄とする。

案 D. 意匠法第21条を改正して、存続期間の起算日を特許法のように出願日からとする（例えば、出願日から21年）。

④ また、分割活用パターン B（増加型）、パターン C（構成要素位置変更型）では、他人の後願の審査待ちを生じるおそれがある。一例を、図表9に示す。このような審査待ちは、上記③の分割の制限を設けることにより、最小限に止めることが可能である。

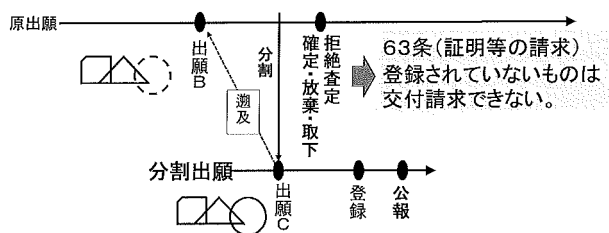
なお、分割活用パターン A では、原出願について意匠公報（意匠法20条第3項）が発行されることで、意匠法第3条の2で後願の審査が可能である。

図表9



⑤ 現状の意匠法第63条（証明書等の請求）では、登録されていないものは交付請求できないようになっている。この場合、原出願が登録とならなかった場合、第三者は、分割出願と原出願との客体の同一性（分割出願の要件を具備しているか否かの判断）を確認できない（図表10）。

図表10



したがって、分割出願に限って、未登録の原出願に対しても閲覧可能とする取り扱いが必要であろう。

なお、現状の分割出願（意匠法10条の2）、補正却後の新出願（意匠法第17条の3）等についても、新出願と登録されなかった原出願との客体の同一性を第三者が確認することは必要であり、「利害関係を証した者」であれば閲覧を請求できる取り扱い（意匠方式審査便覧58.204）であり、これと同様の取り扱いとなろう。

⑥ なお、この考察のように、出願した意匠から「重畳的に開示した意匠」を導き出す取り扱いは、この新規の分割出願制度での取り扱いに限る旨の明示が必要である。すなわち、類否判断等、他の条文において意匠を対比する場面では、適用しない趣旨である。

5. 諸外国での分割制度について

諸外国について詳細には検討していないが、概ね以下の制度と考えられ、米国や中国でも本考察と同様な手続が可能であり、本考察は突飛な内容とはなっていない。

米国については、継続出願、一部継続出願、分割出願などの制度を活用することにより、本考察と同様の手続が可能と考えられる⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。

韓国については、一意匠一出願違反の場合に限られ、現行の日本の分割制度と同様の取り扱いと考えられる⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

中国については、無審査制度下ではあるが、全体意匠同士に関しては本考察と同様の手続が可能と考えられる。完成品・部品相互で開示範囲内（参考図も含む）であれば分割出願が可能と考えられる⁽¹²⁾⁽¹⁴⁾。

共同体では、複合出願でロカルノ分類の2以上のクラスに属している場合に限り、分割が認められるようである⁽¹²⁾⁽¹⁵⁾。

6. 出願書類作成など実務の変更と制度の活性化

① このような出願分割制度を検討する場合、開示範囲で「意匠登録を受けようとする意匠」とそれ以外の意匠とを自由に選択できるので、例えば、破線から実線に変更する際に新たな実線を加えることは、従前の補正の要旨変更の運用によることが妥当と考えられる。先に述べたように、補正の要旨変更の取り扱いは現状のままとするからである。したがって、形状を特定するために、新たな線を加えることは難しい場合が

多いと考えられる。

よって、分割の対象となる原出願では、これまでは、部分意匠で意匠登録を受けようとする意匠以外の意匠、例えば、破線部分は、割と大雑把に記載されていた。しかし、概略すれば、破線を実線に変更した分割を認める制度においては、破線を実線に変更した場合に形態を把握できるように、従来以上の詳細さで破線の作図がなされることが予想される。

② また、先に述べたように、Fパターン「参考図からの分割」については、どこまで認めるかは議論を要するが、仮に認めた場合、原出願の「分割対象の参考図のみに記載された意匠」について、いわゆる6面図相当の形態が開示されている必要となろう。よって、分割出願を想定した意匠登録出願では図面の作成実務が変更になると考えられる。

この結果、分割出願を想定した意匠登録出願の場合、図面の数が増える傾向にならざるを得ないので、図面数が制限される国際出願など他の国で保護を求める場合には工夫が必要となろう。

また、E-2パターン「完成品から部品（単一物）」の場合にも同様に原出願の「分割対象の部品」について、六面図相当の図面が開示されていることを要することになる。なお、E-1パターン「完成品から部品（集合物）」では、通常、各構成部品についても六面図が開示されている。

③ また、これまで、意匠登録出願の中間処理は、拒絶理由通知を受けた際に限られていたが、拒絶理由通知を受けた際やその他の場合に分割出願を考慮できるので、自社実施・他社実施に関する情報収集がこれまで以上に必要となり、企業の知財管理部門や代理人側で、対応する人財配置が必要となり、定期的な出願内容の見直しなど提案力が問われることになる。

④ 現状で出願時に一つの意匠を決める悩みがあり、意匠登録出願をためらっていたとすれば、このような制度を採用した場合、それを払拭でき、意匠登録出願をする動機が多少増えると考えられる。

また、例えば、現状で、「意匠登録を受けようとする意匠」が異なる3つの意匠登録出願をしていた場合に、これが1件に減少することもあり得るが、逆に重要な意匠登録出願については、出願後の分割出願の数は増加することが見込まれる。

⑤ また、意匠登録出願後、登録までの期間で、これまで以上に、意匠登録出願の活用の議論がなされるこ

とが予想され、これによる意匠に対する関心も高められると期待される。

7. おわりに

本稿は、2016年度意匠委員会第一部会Aグループでまとめた分析を、一部加筆訂正して、山本が原稿化したものである⁽¹⁶⁾。原稿化にあたり、部会で議論していない論点にも一部言及しており、その点は山本の個人的な見解である。当然ながら、執筆の時点で日本弁理士会の公式提案ともなっていない。

(注)

(1) 図表2～図表5は、『特許行政年次報告書2016年版』のデータ（以下「同データ」とする。）に基づき執筆者が作成した。図表1、図表6～図表10は執筆者が作成した。

(2) 平成18年（行ケ）第10136号「ピアノ補助ペダル事件」

参考図のみに記載された意匠を分割した出願が、要件不備を理由に遡及効が認められなかった案件の審理で「・・・参考図中に、『意匠登録を受けようとする意匠』とは別の意匠が記載されているとしても、『二以上の意匠を包含する意匠登録出願』か否かにおいて検討されるべき対象になるものではない。」と認定している。

(3) 昭和63年（行ケ）第250号「額縁事件」

「額縁」から「額縁用枠材」への分割出願で遡及効を有して登録された登録意匠A（登録729225号）があり、これを引用意匠とされた意匠出願の審理で、登録意匠Aについて「・・・物的にも一個の「額縁」が記載されているのみであり、また意匠としても一つの「額縁」の意匠が記載されているのみであって、それ以外の意匠を含むものでないことは明らかであるから、右規定にいう一つの意匠登録出願に二以上の意匠が包含される場合には該当せず、したがって、右規定に基づき、これを更に分割して新たな意匠登録出願とすることはできないものというべきである。」と遡及効が否定された。

(4) 参考図をどこまで開示意匠の範囲に含めるかは、検討を要する。後に述べる実務の影響や、「使用状態を示す参考図」「実施例」「参考図」でかなり広範な意匠が記載されている例も見受けられるためである。後述のように、本考察では「六面図相当で開示されていること」を開示の要件と想定しているので、参考図のみに記載された意匠の分割については現実的では無いかもしれない。

(5) 最判昭56年3月13日判決

「特許制度の趣旨が、産業政策上の見地から、自己の工業上の発明を特許出願の方法で公開することにより社会における工業技術の豊富化に寄与した発明者に対し、公開の代償として、第三者との間の利害の適正な調和をはかりつつ発明を一定期間独占的、排他的に実施する権利を付与してこれを保護しようとするにあり、また、前記分割出願の制度を設けた趣旨が、特許法のとる一発明一出願主義のもとにおいて、一出

願により二以上の発明につき特許出願をした出願人に対し、右出願を分割するという方法により各発明につきそれぞれもとの出願の時に遡って出願がされたものとみなして特許を受けさせる途を開いた点にあることにかんがみ、かつ、他にこれと異なる解釈を施すことを余儀なくさせるような特段の規定もみあたらないことを考慮するときは、もとの出願から分割して新たな出願とすることができる発明は、もとの出願の願書に添付した明細書の特許請求の範囲に記載されたものに限られず、その要旨とする技術的事項のすべてがその発明の属する技術分野における通常の技術的知識を有する者においてこれを正確に理解し、かつ、容易に実施することができる程度に記載されている場合には、右明細書の発明の詳細な説明ないし右願書に添付した図面に記載されているものであつても差し支えない、と解するのが相当である。」と判示している。

(6) 最判昭55年12月18日判決

旧特許法であるが、上記最判昭56年3月13日判決と同趣旨である。

(7) 『注解意匠法』青林書院 満田, 松尾編 2010 古沢著 pp.282-287

(8) 『基本講座シリーズ 意匠法』発明協会 斎藤著 (初版) 1985 pp.376-381

(9) 意匠審査便覧 17.03 「意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願についての必要な補正の取扱い」

「3. なお、二以上の意匠を包含し、意匠法第7条に規定する要件を満たさない意匠登録出願を一意匠にする補正はこれを認めるものとする。

(説明) 二以上の意匠を包含する意匠登録出願について意匠の一部を除外して残余の意匠に減縮するためには、意匠法は手続の補正の制度を設けているにとどまるから、手続の補正によらざるをえないものである。したがって、この補正は要旨を変更しないものとして扱う。」

(10) 意匠審査便覧 30.02 「出願当初二以上の意匠を包含する意匠登録出願を一の意匠の意匠登録出願とする補正」

「出願当初二以上の意匠を包含する意匠登録出願は、意匠

登録出願の分割の規定（意10条の2）に基づいて一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。しかし、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を削除して一の意匠の意匠登録出願とする補正が行われた場合には、その分割の手続によらなくとも、これを例外的に補正として取り扱うこととする。」

(11) 米国特許法第120条, 121条, 規則1.53(b)など

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/us/tokkyo.pdf>

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/us/tokkyo_kisoku.pdf

http://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/987.html

(12) 『パテント』「実務家のための米国・欧州・韓国意匠出願のガイドライン」Vol.68 NO.9 pp30-40

(13) 韓国デザイン保護法19条等, 同施行規則11条等

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/8164/>

<http://www.jetro-ipr.or.kr/past.asp?flag=3>

(14) 実施細則第42条, 53条, 審査指南第1章第1部分5.1.1, 第1部分第3章9.4.1, 9.4.2

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/2316/>

(15) 欧州共同体意匠理事会規則37(4), 欧州共同体意匠委員会規則2条

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ec/ec2245_02j.pdf

(16) なお、本稿のベースは「2016年度意匠委員会答申書」として概要が本会会員向けに電子フォーラムで公開されている(2017年4月13日)。また、日本知財学会 第14回年次学術研究発表会(2016年12月3日~4日)にて、同名のタイトル(発表NO.2C11)で山本が中間発表しており、予稿集にも記載されている。

以上

(原稿受領 2017. 6. 28)